

「省令」
第 9 条

- 十二 重力計であって、次のいずれかに該当するもの又は重力勾配計
- イ 地上用に設計した重力計であって、静止状態において重力を測定する場合の精度が10マイクロガル未満のもの（ウォルドン型のを除く。）
- ロ 移動体搭載用に設計した重力計であって、次の（一）及び（二）に該当するもの
- （一）静止状態において重力を測定する場合の精度が0.7ミリガル未満のもの
- （二）変動状態において重力を測定する場合の精度が0.7ミリガル未満で、かつ、測定所要時間が2分未満のもの
- 十三 レーダーであって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品（二次監視レーダー、民生用自動車レーダー、気象レーダー、国際民間航空機関の定める標準に準拠した精測進入レーダー及びこれらの部分品（レーダーの部分品であって航空管制用の表示装置を含む。）を除く。）
- イ 40ギガヘルツ以上230ギガヘルツ以下の周波数範囲で使用することができるレーダーであって、次のいずれかに該当するもの
- （一）平均出力が100ミリワットを超えるもの
- （二）距離の位置精度が1メートル以下であって、方位角の位置精度が0.2度以下のもの
- ロ 同調可能な帯域の幅が中心周波数の12.5パーセントを超えるもの
- ハ 3以上の搬送周波数を同時に使用することができるもの
- ニ 合成開口レーダー、逆合成開口レーダー又は側方監視レーダーとして使用することができるもの
- ホ 電子的に走査が可能なアレーアンテナを組み込んだもの
- ヘ 目標の高度を測定することができるもの
- ト 気球又は航空機に搭載するように設計したものであって、移動する目標を検出するためにドップラー効果を利用するもの
- チ 次のいずれかの技術を利用するもの
- （一）スペクトル拡散
- （二）周波数アジリティー
- リ 地上用のものであって、計測距離が185キロメートルを超えるもの（漁場監視レーダー、航空管制用に設計した地上レーダー及び気象用気球追尾レーダーを除く。）
- ヌ レーザーレーダー（ライダーを含む。）であって、次のいずれかに該当するもの
- （一）宇宙用に設計したもの
- （二）ヘテロダイン検波又はホモダイン検波の技術を利用し、かつ、角度分解能が20マイクロラジアン未満のもの
- （三）航空機を使用して測深による沿岸測量を実施するように設計したものであって、国際水路機関が定める水路測量に係る基準に照らして十分な

(告示)

(告示)